

(仮訳)

ACTA交渉参加国：共同プレス・ステートメント

本日、豪州、カナダ、EU、日本、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス及び米国の代表は、日本政府主催の東京での署名式において、「偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)」へのコミットメントを再確認した。

8カ国の政府(豪州、カナダ、日本、韓国、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール及び米国)の代表が本協定に署名し、協定発効に向けた大きな一歩を進めた。また、EU、メキシコ、スイスの代表は署名式に出席して、本協定を引き続き強く支持すること及び実務的に可能な限り早期に署名するための準備を行うことを確認した。全ての参加者は本協定を早期に発効させ、その目的を積極的に支えるために協力していくとの強い決意を表明した。

ACTAは、知的財産権侵害の防止、特に、地球的規模での模倣品・海賊版の拡散の防止における重要な成果であり、知的財産権の効果的な執行という共通の目標を達成するために締約国がより協働的な方法で協力するメカニズムを提供するものである。ACTAが全ての交渉参加国との関係で発効すれば、世界貿易の過半を占める貿易パートナー諸国による、この種のものとしては初めての連携の法的基盤を定めるものとなる。

9月30日の日本の仙台におけるシンポジウムにおいて、ACTA交渉参加国は、他の貿易パートナー諸国に対し、より強力な知的財産権の執行について形成されつつあるコンセンサスへの参加を検討するよう促した。

ACTAは、1)強化された国際協力、2)堅実な執行実務の推進、3)刑事執行・国境での執行・民事及び行政の措置・インターネット上での知的財産権侵害物の配信、の各分野における知的財産権の執行強化の法的枠組み、について規定する。法的枠組みについて、ACTAは、WTO「知的財産権の貿易側面措置に関する協定(TRIPS)」のミニマム標準の上に、より強化された標準を確立する。これは、21世紀において、模倣品・海賊版が商業ベースで全世界に拡散することを効果的に防止するための国際貿易規範の大きな前進である。

(背景)

模倣品・海賊版の拡散は、正当な貿易及び世界経済の持続的発展に対する深刻な挑戦である。模倣品・海賊版取引は権利者及び正規の産業にとり重大な経済的損失を惹

起する。それはまた、先進国及び発展途上国双方における持続的経済成長を阻害し、消費者に対する健康や安全に関する危険となる場合もある。

専門的知見、イノベーション、品質及び創造性は、知識を基盤とする経済の成功の主たる要素である。知的財産権の適切な保護と執行はこれら要素を育む重要条件である。

本協定は、高度の知的財産保護の必要性への認識が高まる中で、2005年のG8グリーンイーグルズ・サミットにおいて、日本が、模倣品・海賊版対策の新たな国際枠組みの構築を提案したことに端を発する面が大きい。2006年、日本と米国が共同で他の諸国に働きかけて、模倣品・海賊版対策を進めるための新たな多国間協定のアイデアを発展させ、2007年にイニシアティブの発表に至った。ACTAイニシアティブの狙いは、知的財産権侵害の防止、特に模倣品・海賊版対策に関心を有する先進国・発展途上国双方を結集して、知的財産権執行のための国際協力を強化し、かつ効果的な国際標準を含む協定を交渉することであった。

2008年に、豪州、カナダ、欧州連合及び27加盟国、日本、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、韓国、シンガポール、スイス及び米国の参加により正式交渉が開始された。交渉の最終ラウンドは2010年10月に日本で行われた。翻訳と技術的調整を経て、2011年5月1日にACTAは署名のために開放された。日本政府はACTAの寄託国として更なる諸国の署名を受け付ける。署名を了した諸国にとり、今後ACTAの発効に向けた次のステップは、批准書、受諾書又は承諾書を寄託することである。本協定は、6番目の批准書等の寄託により発効する。

(了)